

調査等における低入札価格調査等事務取扱要領
(平成29年3月28日制定・平成29年要領第53号)

最終改正 令和元年9月9日

(目的)

第1条 本要領は、調査等の請負契約を締結するに当たり、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合に実施すべき、当該相手方となるべき者に対する調査の内容、会社が行う審査の方法、契約上の取扱い等を定めることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 本要領の対象となる契約は、調査等契約事務処理要領(平成20年要領第42号。以下同じ。)第二条第九号に定める調査等のうち、契約制限価格を250万円超として競争契約、見積競争又は特命契約におけるプロポーザル方式(以下「競争入札等」という。)により調達する測量業務等、建築設計、設計業務等、補償コンサルタント業務及び土質地質調査業務(以下「対象業務」という。図表1参照。)とする。

(審査対象基準価格)

第3条 契約責任者は、対象業務を競争入札等に付そうとするときは、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準として次の各号に定める算出方法によって審査対象基準価格(基本)を設けるものとする。ただし、その額が、契約制限価格(税抜)に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- 一 測量業務等として別に定める業種においては、次に掲げる額の合計額とする。
 - イ 直接費の額
 - ロ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
- 二 建築設計として別に定める業種においては、次に掲げる額の合計額とする。
 - イ 直接人件費の額
 - ロ 特別経費の額
 - ハ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - ニ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- 三 設計業務等として別に定める業種においては、次に掲げる額の合計額とする。
 - イ 技術業務直接人件費の額
 - ロ 技術業務直接経費の額
 - ハ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - ニ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
- 四 補償関係コンサルタント業務として別に定める業種においては、次に掲げる額の合

計額とする。

イ 直接人件費の額

ロ 直接経費の額

ハ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ニ 一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額

五 土質地質調査等として別に定める業種においては、次に掲げる額の合計額とする。

イ 直接調査費の額

ロ 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ハ 技術業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額

ニ 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

2 契約責任者は、対象業務等を競争入札等に付そうとするときは、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準として契約制限価格（税抜）に 10 分の 6.5 を乗じて得た額を審査対象基準価格（重点）として設けるものとする。

3 契約責任者は、入札価格（見積価格を含む。以下同じ。）が審査対象基準価格（基本）を下回った場合は、当該者からの契約申込みにより当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かについて、第 8 条に定める低入札価格調査を行わなければならない。

4 審査対象基準価格（基本）及び審査対象基準価格（重点）は、全ての対象業務に設けるものとする。

5 第 3 項に関わらず、次の各号に掲げる対象業務を除き、価格落札方式を採用した対象業務にあっては、審査対象基準価格（基本）以上契約制限価格以下の入札価格が他にある場合、審査対象基準価格（基本）を下回った入札価格を提出した入札者について、低入札価格調査を行うことなく、落札者としないこと（以下「失格」という。）とするものとする。

一 契約制限価格を政府調達協定基準額以上とするもの

二 調査等におけるプロポーザル方式の手続要領（平成 21 年要領第 6 号）を適用するもの

（最低制限価格）

第 4 条 削除

（審査対象基準価格等の通知）

第 5 条 契約責任者が、第 3 条の規定に基づき、審査対象基準価格（基本）及び審査対象基準価格（重点）（以下「審査対象基準価格等」という。）を設けた場合、競争入札等事務の適正な執行を確保するため、調査等契約事務処理要領第 18 条第 4 項に規定する立会い者は、入札書若しくは見積書提出期限から競争入札等執行時までの間に内訳書等を入札執行者に手交するものとする。なお、内訳書等の様式は別に定めるものとし、契約制限価格書に審査対象基準価格等は記載しないものとする。

(開札前の確認)

第 5 条の 2 前条により内訳書等の提出を受けた場合、入札執行者は競争入札等執行時までに様式 6 を参考に価格評価基準額等チェックリストを作成・確認し、記名押印するものとする。

2 前項により、審査対象基準価格等に疑義があった場合は、入札執行者は立会い者に内容を確認するものとする。

(競争参加者への周知)

第 6 条 契約責任者は、競争入札等への参加者に対して、入札公告又は入札者に対する指示書において、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 審査対象基準価格等を設定していること。
- 二 審査対象基準価格（基本）を下回る価格で入札が行われた場合における、入札終了の方法及び結果の通知方法
- 三 審査対象基準価格（基本）を下回る価格で入札を行った者は、評価値が最も高い者（価格落札方式を採用している場合は最低の価格で入札を行った者。以下「最高評価値者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- 四 審査対象基準価格（基本）を下回る価格で入札を行った者は、会社が行う低入札価格調査に協力すべきこと。
- 五 審査対象基準価格（基本）を下回る入札を行った者は、適正な品質確保及び契約履行をすることを約束する誓約書を代表取締役名で提出しなければならないこと。
- 六 低入札価格調査のために提出を指示した資料において、提出期限までに資料の提出がされない場合、記載を指示した内容に記載漏れがある場合、指示した内容の添付がされていない等、すべて整っていない場合は落札者とならないこと。なお、提出期限後の差替は認めないこと。
- 七 第 3 条第 5 項各号に定める対象業務を除き、価格落札方式を採用した対象業務については、審査対象基準価格（基本）以上契約制限価格以下の入札価格が他にある場合、審査対象基準価格（基本）を下回る価格で入札を行った者は、最低の価格で入札を行った者であっても落札者とならないこと。

(入札の執行)

第 7 条 入札執行者は、第 3 条第 5 項各号に定める対象業務を除き、価格落札方式を採用した対象業務については、競争入札等の結果、審査対象基準価格（基本）以上契約制限価格以下の入札価格が他にある場合、審査対象基準価格（基本）を下回る価格で入札を行った者を失格とする旨を告げるものとする。

2 入札執行者は、第 3 条第 5 項に該当せず審査対象基準価格（基本）を下回る価格で入札が行われた場合には、全ての入札者に対して落札決定の保留を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。また、審査対象基準価格（基本）を

下回る価格で入札を行った者（第3条第5項に該当する場合を除く。以下同様とする。）に対して、総合評価落札方式の場合は評価値の高い者から、価格落札方式の場合は入札価格の低い者から順次、審査対象基準価格（基本）を下回る入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かについて調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う旨を告げるものとする。

- 3 前項に規定する場合であっても、総合評価落札方式の場合で評価値が最も高い者の入札価格が審査対象基準価格以上であるときは、低入札価格調査を行わないものとする。

（低入札価格調査の実施）

第8条 契約責任者は、前条第2項により落札決定を保留した場合は直ちに次のいずれかの低入札価格調査を行うものとする

- 一 落札者となるべき者の入札価格が審査対象基準価格（基本）を下回り、審査対象基準価格（重点）を以上の場合・・・基本調査
 - 二 落札者となるべき者の入札価格が審査対象基準価格（重点）を下回る場合・・・重点調査
- 2 契約責任者は、前項第1号及び第2号に規定する低入札価格調査を行う場合、その対象者に低入札価格調査の対象となった旨を書面（別記様式第1号）により通知し、開札日の翌日から起算して7日以内（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を含まない。）に別の要領に定める単価表又は業務費内訳書（以下「単価表等」という。）その他の必要資料の提出を求め、速やかに調査を完了させるものとする。
 - 2 契約責任者は、前項に規定する期限までに資料を提出しない場合又は資料等を提出しない旨の申し出があった場合、当該入札者を落札者としないものとする。
 - 3 提出された資料に基づき低入札価格調査を行った結果、当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされることを確認できない場合は、当該入札者を落札者としないものとする。
 - 4 審査対象基準価格を下回る価格で入札を行った者から契約責任者に対して資料の提出があったときは、契約担当部署は当該資料を施行担当部署へ回付して、低入札価格調査を依頼するものとする。

（委員会による調査結果の審査）

第9条 契約責任者は、次条の規定により審査対象基準価格（基本）を下回る価格で入札を行った者を落札者とする、又は当該入札者を落札者としない場合は、その決定に先立ち、次の各号に定めるところにより低入札価格調査の結果を審査させるものとする。

- 一 技術審査会は、施行担当部署からの低入札価格調査の結果報告に基づき、その内容について技術的な審査を行い、審議結果を書面により契約審査委員会へ報告する。
- 二 契約審査委員会は、技術審査会からの報告に基づき、審査対象基準価格（基本）を下回る価格で入札を行った者を落札者とするか否かについて審査を行い、委員会の総

意を書面（別記様式2）により取りまとめる。契約審査委員会の構成及び運営については、競争参加資格等審査委員会（契約関係委員会設置要領（平成19年要領第2号）別添1に定めるものをいう。）に準じるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により審査対象基準価格を下回る価格で入札を行った者が同条第2項に定める期限までに資料を提出しないため又は資料等を提出しない旨の申し出があったため当該入札者を落札者としない場合は、前項の審査を要しないものとする。

（落札者の決定等）

第10条 契約責任者は、低入札価格調査の結果、審査対象基準価格（基本）を下回る最高評価値者を落札者としない場合には、契約制限価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価落札方式の場合は最も評価値の高い者、価格落札方式の場合は入札価格の低い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。なお、次順位者が審査対象基準価格（基本）を下回る入札を行った場合には、第8条第2項以下に規定する手続を繰り返すものとする。

- 2 契約責任者は、低入札価格調査の結果、最低入札者の申込みに係る価格により当該契約の内容に適合した履行がなされることが確認され、当該最低入札者を落札者と決定したときは、落札決定を保留していた入札の結果を次の各号に定める方法により通知するものとする。
- 一 当該落札者に対しては、落札者となった旨を通知する。
 - 二 その他の入札者に対しては、最低入札者が落札者となった旨を通知する。
- 3 契約責任者は、低入札価格調査の結果、最低入札者を落札者としなかったときは、落札者とならなかった最低入札者に対しては、その旨に理由を付して書面（別添様式3）により通知するものとする。
- 4 第7条から第10条までの事務処理の流れは、別記図表2のとおりとする。

（説明請求）

第11条 契約責任者は、前条の規定により落札者とならなかった最低入札者から、その通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、落札者とならなかった理由について書面（別記様式4）による説明請求（以下、単に「説明請求」という。）があったときは、これを受理しなければならない。

- 2 契約責任者は、説明請求があった場合は、説明請求を行うことができる期限の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、書面（別記様式5）により回答しなければならない。

（契約情報の公表）

第12条 調査等契約情報公表要領（平成20年要領第156号）の規定に基づき公表される入札状況調書においては、次の各号に定める方法により低入札価格調査の状況を明

らかにするものとする。

- 一 契約制限価格（税抜き）が記載された行の下に、審査対象基準価格（基本）、審査対象基準価格（重点）並びにそれぞれの具体的な金額を記載する。
- 二 基本調査が行われた場合、余白部に「低入札（基本調査対象）業務」と記載する。
- 三 重点調査が行われた場合、余白部に「低入札（重点調査対象）業務」と記載する。
- 四 重点調査及び基本調査が行われた場合、余白部に「低入札（重点及び基本調査対象）業務」と記載する。
- 五 基本調査の結果、最高評価値者が落札者とされなかった場合は、当該入札者の備考欄に「落札者としない」と記載する。
- 六 重点調査の結果、最高評価値者が落札者とされなかった場合は、当該入札者の備考欄に「落札者としない」と記載する。
- 七 第3条第5項に該当し、審査対象基準価格を下回る価格により入札が行われた場合は、当該入札者の備考欄に「落札者としない」と記載する。

（契約後の取扱い）

- 第13条 契約責任者は、この要領に基づき低入札価格調査を実施した契約において、履行可能と判断し契約を締結した契約については、低入札価格調査で提出させた資料等及び調査記録を監督員に引き継ぐとともに、監督員は当該調査内容と履行中の業務実施体制及び作業計画書との比較・確認を実施する等、監督・管理に活用するものとする。
- 2 監督員は、契約の履行中や完了後に、引継ぎを受けた調査記録・誓約書において虚偽の事実が確認された場合は、その事実を契約責任者に報告するものとする。なお、これらの事実が確認された場合は、必要に応じて、指名停止の措置や当該契約の成績評定で厳格な反映を行うものとする。

（他の要領への委任）

- 第14条 低入札価格調査を行うために必要な技術的事項は、別に定めるところによる。

図表1 対象業務における詳細業務区分表（第1条関係）

図表2 入札から落札決定に至る事務処理の流れ（第10条関係）

様式1 低入札価格調査に係る資料提出要請書（第8条関係）

様式2 低入札価格調査の実施概要書（第9条関係）

様式3 最低価格入札者を落札者としない旨の通知様式（第10条関係）

様式4 落札者とならない理由の説明請求書（第11条関係）

様式5 説明請求に対する回答書（第11条関係）

様式6（参考） 価格評価基準額等チェックリスト